

伊勢原市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、伊勢原市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
- (2) 行動計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
- (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、後期計画の原案の策定に関すること。
- (4) その他行動計画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会は、委員10人以内をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再任は、原則として在任期間10年を超えない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、次世代育成支援行動計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1期の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年4月12日告示第96号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

選出区分	選出団体等	人 数
1 保健福祉関係者	市社会福祉審議会委員のうち子育て支援策に関係する者	2人
2 事業主	市商工会推薦者	1人
3 子育てに関する学識経験 又は活動経験を有する者	市保育会推薦者	1人
	市主任児童委員推薦者	1人
4 教育関係者	市私立幼稚園協会推薦者	1人
	市小学校校長会推薦者	1人
	市PTA連絡協議会推薦者	1人
5 市民を代表する者	伊勢原市次世代育成支援対策行動計画策定委員であった者	2人
合	計	10人